

総務委員会審査日程表

日 時 平成 2 5 年 3 月 4 日 (月)

午前 1 0 時開議

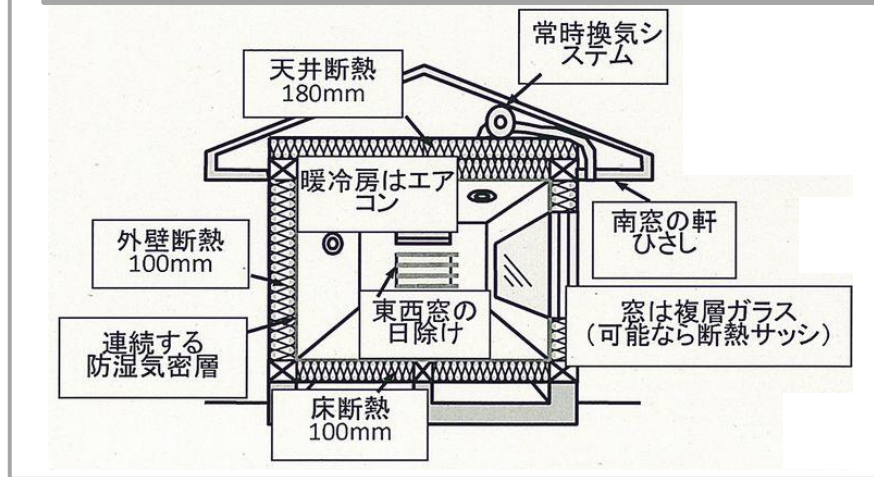
場 所 第 3 ・ 4 委員会室

- 第 1 議案第 2 号 平成 2 4 年度流山市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 2 議案第 6 号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 4 号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 号 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 7 号 特定事業契約の変更について
(小山小学校校舎建設等 P F I 事業)
- 第 7 所管事務の継続調査について

認定に関する基準のイメージ

(市街化区域内で3つの基準に対応する建築物が対象)

高断熱材及び屋内環境の維持



+

一次エネルギー消費量の基準



太陽光発電パネル

+



高効率給湯器

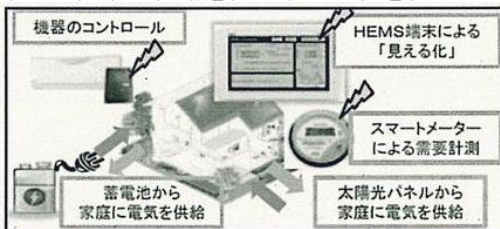
+

その他の低炭素化に資する措置に関する基準

■代表的な事例

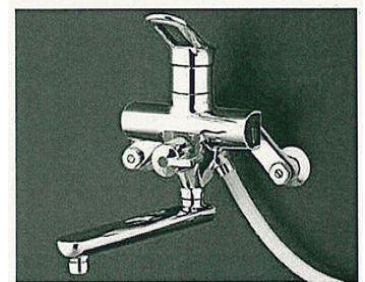
●HEMSの導入 ※1

エネルギー使用量の「見える化」などにより居住者の低炭素化に資する行動を促進する取組を行っている。



●節水対策

節水型機器の採用や雨水の利用など節水に資する取組を行っている。



●木材の利用

木材などの低炭素化に資する材料を利用している。



●ヒートアイランド対策

敷地や屋上、壁面の緑化などヒートアイランド抑制に資する取組を行っている。



※1:ホームエネルギー・マネジメント・システム

認定による負担軽減のイメージ

(認定を受けられる対象者:住宅所有者及び建築物所有者)

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

(一戸建ての住宅及び共同住宅等の一住居が対象)

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額の
引き上げの拡大。確定申告により減税。

【容積率の不算入】

(建築物の棟ごとに対象)

低炭素化に資する設備(蓄電池蓄熱層等)について通常の建築物の床面積を超える部分が不算入

流山市子ども・子育て会議の設置について

(流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例)

1 設置の趣旨

同会議は、昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく附属機関として、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場とするものである。

つまり、同会議は、地域の子育てに係るニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を担うこととなる。

2 構成委員

13名

- ・児童福祉サービスの提供を受ける者・提供する者 各1名
- ・事業者（幼稚園・保育園・学童クラブ） 各1名
- ・主任児童委員 1名
- ・学識経験者 1名
- ・教育委員会職員（幼児教育支援センター） 1名
- ・市民等（NPO・子育て当事者） 5名（公募）

3 担当事務

市が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を決定する場合や「子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更、更に施策の推進に必要な事項及びその実施状況について、調査審議するものである。

4 設置時期

平成25年度早期に設置（同年4・5月に公募委員を決定）

5 任期

2年（平成25年6月1日～平成27年5月31日）

6 予算措置

578千円（委員報酬・保育ボランティア謝金）

類似協議会等比較表

平成25年3月4日 / 総務委員会
【議案第3号 / 資料2】

名 称	流山市青少年問題協議会	流山市青少年指導センター運営協議会	流山市生涯学習審議会
位置付け	流山市附属機関	流山市附属機関	流山市附属機関
根拠	流山市附属機関に関する条例	流山市附属機関に関する条例	流山市生涯学習審議会条例
設置目的	青少年の指導、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、その施策の適正な実施を期するために必要な関係機関相互の連絡調整を図ること。	青少年指導センターの運営に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	市民等の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項及び生涯学習に関する事業等の調査及び審議し、市長又は教育委員会に答申し、又は建議するものとする。
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会議員 1人 2 関係行政機関の職員 4人 3 学識経験者 11人以内 <p>計16人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 千葉県の部内の職員 1人 2 千葉県警察の警察官 1人 3 民生委員（児童委員） 1人 4 保護司 1人 5 人権擁護委員 1人 6 学識経験を有する者 1人 7 教育委員会の教育長 1人 8 小中学校の校長 2人 9 青少年相談員 1人 10 市民等 6人 <p>計16人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 学識経験を有する者 2 学校教育関係者 3 社会教育団体を代表する者 4 家庭教育の向上に資する活動を行う者 5 市民等 <p>計20人以内</p>
任 期	2年	2年	2年

流山市青少年育成会議
任意市民団体（補助金交付団体）
流山市青少年育成会議規約
青少年問題のもつ重要性に鑑み広く住民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ること。
<p>目的に賛同する26団体の会員により構成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 流山市ボーイスカウトガールスカウト連絡協議会 2 流山市青年会議所 3 流山市青少年相談員連絡協議会 4 流山市少年サッカー連盟 5 流山市少年野球連盟 6 流山市青少年指導センター補導員連絡協議会 7 流山市体育協会 8 流山市子ども会育成連絡協議会 9 流山市社会福祉協議会 10 流山市PTA連絡協議会 11 流山市民生児童委員協議会 12 流山ロータリークラブ 13 流山ライオンズクラブ 14 流山市シニアライオンズクラブ 15 流山中央ロータリークラブ 16 流山市商工会議所 17 柏地区保護司会流山支部 18 松戸人権擁護委員協議会 19 流山市老人クラブ連合会 20 流山市国際交流協会 21 流山市文化協会 22 流山市こどもの読書推進の会 23 流山市小学校長会 24 流山市中学校長会 25 流山市高等学校長会連絡会 26 流山警察署 計26人
役員のみ2年

(平成25年3月：生涯学習課提出)

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第10条の2 地域手当は、民間における賃金、物価及び生計費を考慮し、すべての職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の7を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第10条の2 地域手当は、民間における賃金、物価及び生計費を考慮し、すべての職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。</p>

地域手当影響額(8%⇒7%)

	一般			技労職			全体		
	例月平均	期末勤勉	年間合計	例月平均	期末勤勉	年間合計	例月平均	期末勤勉	年間合計
8級	-5,550	-22,580	-89,184			0	-5,550	-22,580	-89,184
7級	-5,159	-20,690	-82,602			0	-5,159	-20,690	-82,602
6級	-4,837	-18,952	-76,998			0	-4,837	-18,952	-76,998
5級	-4,176	-17,370	-67,484			0	-4,176	-17,370	-67,484
4級	-3,816	-15,807	-61,600	-3,749	-15,539	-60,529	-3,806	-15,768	-61,444
3級	-2,847	-11,790	-45,956	-3,378	-13,979	-54,511	-2,957	-12,244	-47,732
2級	-2,163	-8,542	-34,492	-2,642	-10,435	-42,137	-2,216	-8,755	-35,351
1級	-1,878	-7,417	-29,949	-2,020	-7,977	-32,213	-1,889	-7,462	-30,132
全体	-3,615	-14,697	-58,077	-3,318	-13,611	-53,430	-3,587	-14,596	-57,646

○流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年条例第9号）新旧対照表

<改正後>

手当の区分	手当の種類	支給を受ける者の範囲			手当の額
危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者			月額 5,000円
	病虫害防除等手当	病虫害の防除作業に従事した者			日額 330円
	火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者（高所作業手当の支給対象となる者を除く。）	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	1回 650円
				機関員でない者	1回 500円
			上記以外の時間の出動	機関員である者	1回 520円
				機関員でない者	1回 400円
	救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	1回 320円
				機関員でない者	1回 250円
			上記以外の時間の出動	機関員である者	1回 260円
				機関員でない者	1回 200円
	救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者			月額 5,000円
	高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	消火又は救助の作業に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	1回 680円
上記以外の時間の出動				1回 550円	
樹木の地上10メートル以上の箇所において伐採作業に従事した者		高度な訓練に従事した者		日額 550円	
				日額 250円	
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者			日額 500円	
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）			日額 350円	

<改正前>

手当の区分	手当の種類	支給を受ける者の範囲		手当の額	
危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者		月額 5,000円	
	病虫害防除等手当	病虫害の防除作業に従事した者		日額 330円	
	火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者（高所作業手当の支給対象となる者を除く。）	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	1回 650円
				機関員でない者	1回 500円
			上記以外の時間の出動	機関員である者	1回 520円
				機関員でない者	1回 400円
	救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	1回 320円
				機関員でない者	1回 250円
			上記以外の時間の出動	機関員である者	1回 260円
				機関員でない者	1回 200円
	救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者		月額 5,000円	
	高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	消火又は救助の作業に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	1回 680円
高度な訓練に従事した者			上記以外の時間の出動	1回 550円	
樹木の地上10メートル以上の箇所において伐採作業に従事した者			日額 550円		
			日額 250円		
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者		日額 500円		
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）		日額 350円		

変更金額の内訳

平成25年4月～平成40年3月分

項目		金額	増加額	内容
維持管理費	変更前	423,120,000 円	48,164,000 円増	建築物保守管理、建築設備、厨房機器等保守管理、清掃業務、保安警備業務等
	変更後	471,284,000 円		
運営業務費	変更前	1,353,916,000 円	80,912,000 円増	給食業務、学校運営の庶務業務等
	変更後	1,434,828,000 円		
消費税	変更前	88,851,800 円	6,453,800 円増	
	変更後	95,305,600 円		
合計	変更前	1,865,887,800 円	135,529,800 円増	
	変更後	2,001,417,600 円		